

献 呈 の 辞

長きにわたり本学の民法担当教授としてご活躍された柳勝司先生が、令和4（2022）年3月31日をもって、名城大学を定年退職されました。ここに、名城法学を退職記念号として柳先生に献呈することによって、名城大学、そして法学部に対する先生の多大なるご貢献に対して、感謝の念を表したく存じます。

柳勝司先生は、昭和63（1988）年4月に名城大学法学部法学科に民法学担当の助教授としてご着任されて以来、34年間の長きにわたり、法学部での教育・研究に精進されました。平成3（1991）年4月に教授に昇任され、平成16（2004）年の法務研究科（法科大学院）設置時には、学部のみならず法科大学院でも教鞭をとられ、法曹の養成にも尽力されました。また、法学部では、協議員を2年間、学科長を計6年間務められました。

学外においては、平成7年10月から名古屋家庭裁判所調停委員を約22年間務められ、平成26年10月には、最高裁判所長官表彰を受けられました。また、愛知県弁護士会懲戒委員会委員（約14年間）、愛知県公害審査委員（約9年間）などを歴任されたご功績から、平成30年5月には、内閣府から藍綬褒章を受けられています。

柳先生のご研究は、民法学の多岐な分野にわたりますが、2本柱として、委任契約及び代理に関する研究と遺言に関する研究があります。

第1に、委任及び代理に関する研究に関しては、その成果の集大成として著書『委任による代理』（成文堂、2012年）が出版されています。柳先生は、ドイツ法の影響を受けている独自の代理権授与行為の存在を認める多数説に対して、旧民法及びその母法であるフランス民法、さらに起草者の見解などの分析を踏まえて、現在多数説が主張する代理権授与行為の独立した存在を否定し、委任により代理は発生するという独自の立場を採られています。この主張は、実務に適合した解釈として学界に一石を投じた研究と評価されています。また、これまでの委任と代理に関する研究を

踏まえて、さらに著書『受任者の忠実義務』（嵯峨野書院、2021年）を刊行されました。

第2に、遺言に関する一連の研究業績として、判例・学説を詳細に分析したうえで、独自の理論を構築されておられます。柳先生のご研究は、わが国における蒼々たる民法研究者が執筆している『民法典の百年第4巻』（有斐閣、1998年）に、執筆者として名を連ねておられることから明らかなように、学界からも高く評価されています。

そのほか、近時の所有者不明土地問題解決に向けた民法物権法・不動産登記法の改正や民法相続法の改正を先取りしたテーマについてもかなり以前から取り組まれており、時代の変化に敏感で実務を常に意識した研究姿勢は、先見の明を感じさせるものといえるでしょう。

30年以上にわたる本学での教育については、大学生が理解に苦勞する民法学の講義において、平易な文章で、かつ具体例やコラムを取り入れた先駆的な教科書を執筆・編集し、サブノートも教材として作成・活用されるなどの工夫をされました。また、ゼミナールでは、公務員希望者や留学生に対する教育に熱心に取り組まれ、人気ゼミの1つとして多くの学生から慕われました。また、大学院においても、行政書士向けにゼミ形式での特別講義を開講され、毎年、多数の受講生からの好評を集めました。

こうした柳先生の功績が認められ、令和4（2022）年4月より、名城大学名誉教授の称号を授与されています。

柳勝司先生には、法学部教職員一同、今後ともご友誼を賜りたく、併せて、率直なご高見を承りたく存じます。先生の、これからのご健勝と、ますますのご発展を祈念申し上げます。

令和4年10月

名城大学法学会 会長／法学部長

伊 川 正 樹